

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本建設情報総合センター(以下「当センター」という。)の定款第39条第3項の規定に基づき、賛助会員について必要な事項を定める。

(賛助会員)

第2条 当センターの目的に賛同し、事業その他運営を支援するために入会の申込をした者は、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。

(入会手続き)

第3条 賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第4条 賛助会員は、入会するときに年会費を、以降毎年度年会費を納入しなければならない。

2 年会費は、1口 50,000 円とし、加入口数は1口以上任意とする。

(会員の特典)

第5条 賛助会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) JACIC NET 利用料金の割引を受けることができる。
- (2) 当センターが刊行する機関誌等(JACIC 情報、 JACIC 研究発表概要集等)を無料で配布を受けることができる。
- (3) 当センターが販売する図書を直接購入する場合、送料は免除される。
- (4) 加入口数を超える「 JACIC 情報」(年 2 回発行)を年間定期購読する場合は、購読料の割引等を受けることができる。

(退会及び除名)

第6条 賛助会員は、所定の退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

2 当センターは、賛助会員が次の各号の事由に該当するときは、除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、賛助会員として相応しくないと認められるとき。
- (2) 請求日から6か月経過後も会費を納入しないとき。

3 前2項の場合、既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(改正)

第7条 この規程は、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般財団法人の設立登記の日から施行する。